る認定」に、「第六条の五の八に規定する」を「第六条の五の八各号に掲げる」に改め、同表労働金庫法第八十九条の十の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第八十九条の十一に規定する」を「第八十九条の十一各号に掲げる」に改め、同表農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第九十五条の五の八に規定する」を「第九十五条の五の八各号に掲げる」に改め、同表株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第六十条の二十二に規定する」を「第六十条の二十二各号に掲げる」に改める。

第十六条の十三中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、「いい、」の下に「法第五十二条の六十の八第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び」を加え、「同法第十一条第六項に規定する」を削り、「読替え」を「技術的読替え」に改め、同条の表第五十二条の六十一の三第一項第三号の項を次のように改める。

第五十二条の六十一の三第一項第三号	営業所	国内における営業所
	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）

第十六条の十五の見出し中「銀行」を「銀行業関係業者」に改める。

第十六条の十六中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

第十七条の二第一項第六号中「命令」を「求め」に改め、同条第二項中「（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第十七条の二の二第一項第三号、第十七条の二の三第三項第一号及び第十七条の三第二項第一号中「命令」を「求め」に改める。

第十七条の四第一項中「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改め、「（同条第一項に規定する銀行等をいう。）」を削り、同項第五号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改め、同項第七号中「命令」を「求め」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の四の二　次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は電子決済等取扱業者の主たる営業所（法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において「主たる営業所」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第五十二条の六十の五第一項及び第五十二条の六十の七第三項の規定による登録

三　法第五十二条の六十の五第二項及び第五十二条の六十の六第二項の規定による通知

四　法第五十二条の六十の五第三項の規定による公衆への縦覧

五　法第五十二条の六十の六第一項の規定による登録の拒否

六　法第五十二条の六十の七第一項及び第二項、第五十二条の六十の八第三項、第五十二条の六十の三十六第一項及び第四項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の六十の十九第一項の規定による報告書の受理

七　法第五十二条の六十の二十第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

八　法第五十二条の六十の二十一第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　法第五十二条の六十の二十二の規定による命令

十　法第五十二条の六十の二十三第一項から第三項までの規定による処分

十一　法第五十二条の六十の二十四の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で電子決済等取扱業者の主たる営業所以外の営業所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、電子決済等取扱業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該電子決済等取扱業者の主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第十七条の五第一項第六号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改め、同項第七号中「命令」を「求め」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第九条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同条第二項第一号中「以下「」を「以下この号及び次条第二項において「」に改め、同条第七項から第十三項までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第三条の二第一項、第三条の三、第四条第一項及び第四条の二中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第五条の五第一項中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改め、同項の表第五十二条の六十一第二項の項中「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に、「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に改め、同条第二項中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に、「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改める。

第五条の六第一項及び第二項中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改め、同条の次に次の八条を加える。

（信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例に係る法の規定を適用する場合の読替え）

第五条の六の二　法第六条の四の四第二項の規定により法第六条の五の十第一項において準用する銀行法の規定を適用する場合における同項において準用する銀行法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第六条の五の十第一項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の八第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号
第五十二条の六十一の八第一項第四号	営業所又は事務所	営業所
第五十二条の六十一の十五第一項	営業所若しくは事務所	営業所